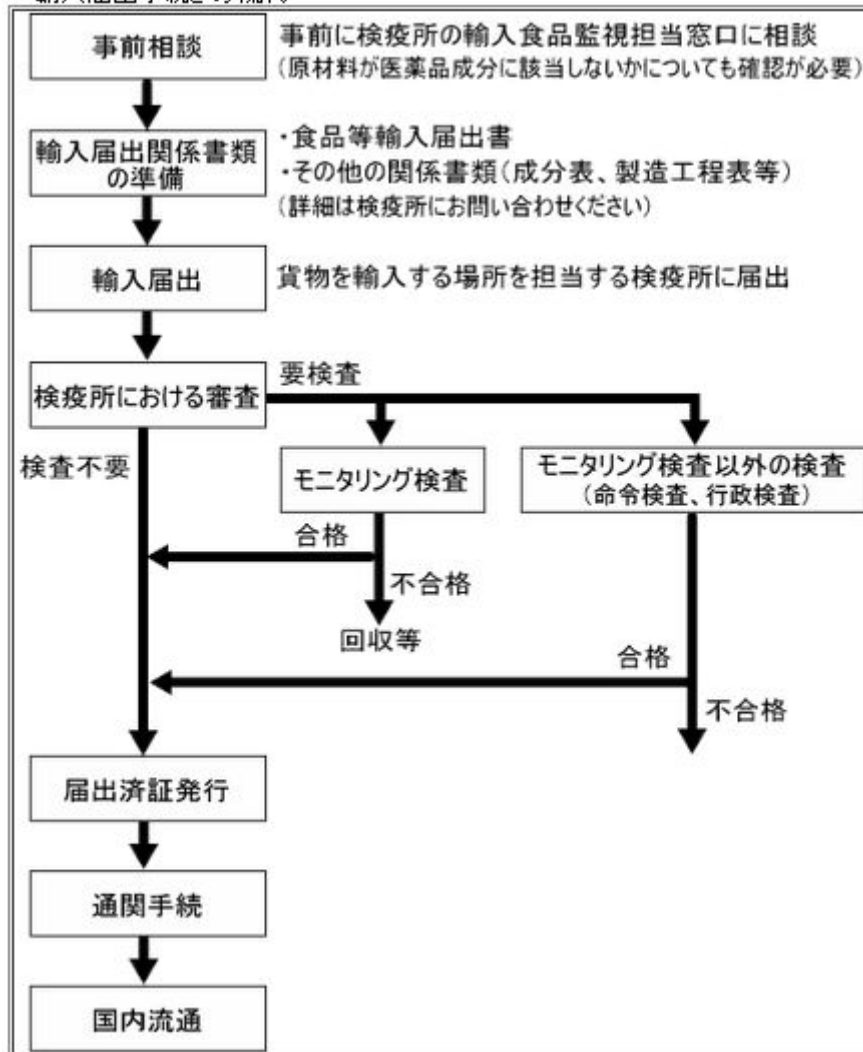


輸入の届出

販売又は営業上使用する食品、添加物等を輸入する場合には、そのつど厚生労働大臣に届け出なければなりません。

ここでは、輸入届出の手続きについて概要を紹介しますが、詳細は検疫所にお問い合わせください。

< 輸入届出手続きの流れ >



なお、錠剤、カプセル状等の形状の食品を輸入する場合には、製品が適正な製造工程管理の下で製造されていることの確認や原材料の安全性確認について、事業者の自主的な取組みが望まれます。